

倉吉市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和5年3月3日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第169号
所在地 鳥取県鳥取市若葉台北2丁目11番6号
名称 株式会社 川崎設備商会
代表者 代表取締役 松永 修一

2 指定した日

令和5年3月3日

3 指定の有効期限

令和10年3月2日まで